

第 22 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第55回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみますと、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等及び通関実務でそれぞれ満点の60%以上の得点）を満たした受験者は全体の33.5%（3科目受験者では32.4%）で、昨年（第54回通関士試験）の合格率（16.9%）（3科目受験者では14.4%）を上回っています。本模試は、本試験1.5月前の能力ということ考えますと、概ね満足するところではありますが、気を抜かずに学習を進めてください。

なお、ケアレスミスが散見され、特に通関実務では、無回答が多く見受けられ、また、【記入上の注意】に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も多く見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないケースがあるなど、自己採点とは異なる結果になった方もおられたのではないかと思います。本試験においては、マークシートの【記入上の注意】等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するよう心がけてください。正解を理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは、非常に残念なことです。

また、複数肢選択式であるにもかかわらず解答を一つだけしか選択しておられなかった方も少なからずおられましたので、出題形式をしっかりと確認して解答するよう心がけてください。

本模試の判定は、あくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間を悔いの残らないように頑張ってください、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

（税関からのお知らせ）

第55回通関士試験における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について

<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/20210903.html>（外部リンク：税関ホームページ）

I 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は66%で、69%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は80%でした。本試験合格のためには、個々人のベースでは80%程度の正解率は確保していただきたいと常々申し上げているところですが、今回は、その目標を達成していますので、この調子を本試験まで維持するように頑張ってください。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は41%で、低調な結果でした。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

複数肢選択式の問題を克服するためには、正確な知識の習得以外に方法はありません。更なる努力が望まれます。

■択一式

択一式全体の正解率は56%で、複数肢選択式ほどではありませんが、択一式問題ということを考え合わせると低調な結果でした。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（通関業法の目的及び用語の定義） 正解率：80%

（イ－80% ロ－93% ハ－85% ニ－77% ホ－67%）

正解率は80%と、満足すべき結果が得られています。

「ホ」に入れるべき語句の選択に関しては、「③再調査の請求」及び「⑬不服申立て」をかなり多くの方（それぞれ12%及び15%）が選択されていました。ここで選択すべき最も適切な語句は、「⑤主張又は陳述」です。

通関業法上、通関業務とされているのは、不服申立て（税関長に対してする再調査の請求及び財務大臣に対してする審査請求）のほか、税関官署に対してする「主張又は陳述」がありますので、確実に押さえておいてください。

第2問（通関業の許可の申請及び許可の基準） 正解率：68%

（イ－38% ロ－46% ハ－89% ニ－80% ホ－89%）

正解率は68%と合格基準は上回っていますが、通関業法における基本的な部分に関する問題であり、今一步の努力が求められます。

「イ」及び「ロ」の問題が「個人である通関業者の許可申請手続」に関するものであることは、多くの方が理解されていたようです。しかし、「イ」の正解は「⑩住民票」でしたが、「⑥戸籍謄本」又は「⑭身分証明書」を選択された方がいずれも2割程度おられました。通関業の許可申請手続について、確実に身に付けてください。

第3問（変更等の届出） 正解率：85%

（イ－74% ロ－86% ハ－93% ニ－88% ホ－85%）

いずれの問いに対しても、満足すべき結果が得られています。

「イ」に入れるべき語句の選択に関しては、「⑨代表する役員」をかなり多くの方(10%)が選択されていました。ここで選択すべき最も適切な語句は、「⑭役員」です。通関業者を管理監督する税関では、法人の代表者だけでなく当該法人の経営に携わっているすべての役員について把握する必要があるためです。

第4問（通関業者及び通関士の義務） 正解率：85%

（イ－92% ロ－67% ハ－90% ニ－85% ホ－89%）

これも、「ロ」を除き、満足すべき結果が得られています。

「ロ」に入れるべき語句の選択に関しては、一般的な記述である「④業務」を選択した方が23%もおられたことが気になりました。ここで選択すべき最も適切な語句は、「⑩通関業」です。通関業者には、その名義を他人に通関業のため使用させてはならないという義務が課されています。

第5問（通関業者に対する業務改善命令及び監督処分並びに通関士に対する懲戒処分）

正解率：82%

（イ－90% ロ－85% ハ－92% ニ－71% ホ－74%）

正解率は82%と、満足すべき結果が得られています。

「ニ」に入れるべき語句の選択に関しては、「⑧事実」を選択した方が19%もおられ、また、「ホ」に入れるべき語句の選択に関しては、「①1年間」を選択した方が13%おられたことが気になりました。「ニ」で選択すべき最も適切な語句は「⑮理由」で、「ホ」で選択すべき最も適切な語句は「②2年間」です。特に、「ホ」については、財務大臣は、通関士に対する従業停止処分は1年以内の期間、従業禁止処分については2年間することができますので、確実に身に付けてください。

■複数肢選択式

第6問（通関業務及び関連業務） 正解率：30%

正解率は30%で、極めて低調な結果でした。

正解は、「2、4」です。「2」を正しい記述として選択することは比較的容易であったようですが、「1」の選択肢を正しい記述として選択した方がかなりおられたことにより、低調な正解率となってしまいました。輸入申告に係る貨物の指定地外検査の許可申請手続は、輸入申告からその許可を得るまでの手続であり、「通関業務」に含まれますので、確実に身に付けてください。

第7問（通関業の許可及び営業所の新設） 正解率：47%

正解率は47%で、低調な結果でした。

正解は、「3、5」です。「5」を選択した方は多くおられたのですが、誤った記述である「2」を正しい記述として選択した方がかなりおられ、「2、5」又は「2、3、5」を正解としたことが正解率を低くした要因と思われます。弁護士が弁護士法の規定に基づきその職務として通関業務を行う場合には、財務大臣の許可を受けることを要しませんし、また財務大臣にその届出をする必要もありません。

第8問（通関業の許可の消滅及び許可の取消し） 正解率：46%

正解率は46%と、低調な結果でした。

正解は「4、5」ですが、「1、4、5」を正解とした方が8%、「3、4、5」を正解とした方が6%おられたことが低調な正解率の要因と思われます。「1」は、通関業者が関税法第111条の規定に該当する違反行為をして通告処分を受けたとしても、財務大臣がその通関業の許可を取り消さない限り当該許可が消滅することはなく、「3」は、通関業を廃止したことにより通関業の許可が消滅した場合において現に進行中の通関手続があるときは、その者は、引き続き通関業の許可を受けているものとみなされ、当該通関手続を継続してすることができますので、いずれも誤った記述となります。

第9問（更正に関する意見の聴取及び検査の通知） 正解率：30%

正解率は30%と、これも極めて低調な結果でした。

正解は「2、5」ですが、「2、4、5」を正解とした方が28%もおられ、これが低調な正解率の要因と思われます。税関長が検査を行うに当たり通関業者にその旨を通知しなければならないのは、輸出入申告及び積戻し申告に係る貨物の検査並びに保税蔵置場等に置くことの承認申請及び保税展示場に入れることの承認申告に係る貨物の検査に限られており、保税運送の承認申告がされた貨物について検査をする場合には、その通知を要しませんので、留意してください。

第 10 問（記帳、届出、報告等） 正解率：51%

正解率は 51%と、やや低調な結果でした。

正解は「1、3、5」ですが、「1、3」及び「1、5」を正解とした方がそれぞれ 8%及び 14%おられたことが低調な正解率の要因と思われます。「3」は、通関業者は、通関業務に関して依頼者から依頼を受けたことを証する書類を、その作成の日後 3 年間保存しなければならず、これは、通関業務を行う通関業者にとっては、基本となる義務です。また、「5」は、法人である通関業者が毎年 1 回財務大臣に提出する報告書には、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならないこととされており、正しい記述となりますので、確実に身に付けてください。

■ 択一式

第 11 問（欠格事由） 正解率：51%

択一式の問題である点を踏まえると、満足し難い結果でした。「総体的事項」でも述べたように、70%程度の正解率は確保したいところです。

正解は「4」ですが、「2」を正解とした方が 17%、「3」を正解とした方が 20%もおられたことが目標正解率を達成できなかった大きな要因と思われます。「2」は、関税法第 108 条の 4 から第 112 条までの規定に該当する違反行為をして通告処分を受けた者については、その通告の旨を履行した日から 3 年（「2 年」ではありません。）を経過しないものは、通関業の許可を受けることができず、「3」は、正当な理由がなくて特例申告書その提出期限までに提出しなかったとしても、欠格事由（関税法第 108 条の 4 から第 112 条までの罪）には該当しません（同法第 113 条の 2 の罪に該当）ので、通関業の許可を受けることができ、いずれも誤った記述となります。

第 12 問（通関業の許可に基づく地位の承継） 正解率：37%

正解率は 37%と、低調な結果でした。

正解は、誤った記述の「5」ですが、誤った記述がない「0」を選択した方が 26%、正しい記述である「3」を選択した方が 18%もおられたことが正解率を低くした要因と思われます。分割により通関業の許可に基づく地位を承継した場合には、現に進行中の通関手続があるときは、当該分割をした法人が引き続き当該許可を受けているものとみなすという規定はありませんので、「5」は誤った記述となります。

第 13 問（通関業の許可に係る変更等の届出） 正解率：20%

正解率は 20%と、正解が、正しい記述がない「0」ということもあって惨憺たる結果でした。

正解は「0」でしたが、「3」を選択した方が 31%、「5」を選択した方が 21%もおられ、

正解率を上回っています。「3」は、通関業の許可に付された貨物限定の条件を変更しようとするときは、許可条件の変更の届出ではなく、許可条件の変更申請を行う必要があり、「5」は、通関業者である法人が合併により解散した場合には、合併後存続する法人を代表する役員ではなく、「通関業者であった法人を代表する役員であった者」がその届出義務を負うこととされており、いずれも誤った記述となります。

第 14 問（通関士の設置） 正解率：83%

正解率は83%と、好成績でした。

正解は「4」ですが、誤った記述である「2」を選択した方が7%おられました。「2」は、通関士の設置義務が免除されるのは、通関業（又は営業所）の許可に貨物限定の条件が付されている場合に限られており、財務大臣の承認を受けた場合に通関士の設置義務が免除されるという取扱いはなく、誤った記述となりますので、留意してください。

第 15 問（通関業者又は通関士の義務） 正解率：84%

正解率は84%と、これも好成績でした。

正解は「3」ですが、正しい記述がない「0」を正解とした方が5%おられました。「3」は、通関士の守秘義務に関するものですが、その守秘義務の対象とされる「通関業務に関して知り得た秘密」とは、「通関業務を行うに当たって依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実で一般に知られておらず、かつ、知られないことにつき、依頼者又はその関係者に利益があると客観的に認められるものをいう」とされており、通関士の基本的で重要な義務とされていますので、留意してください。

第 16 問（財務大臣の確認） 正解率：56%

正解率は56%で、目標正解率の70%を達成できず残念な結果でした。

正解は「3」ですが、「4」を正しい記述として選択した方が19%もおられたことが正解率を低くした要因と思われます。通関士が、関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為をした場合には、当該違反行為をした日から2年（「3年」ではありません。）を経過すれば財務大臣の確認を受けることができ、「4」の記述は誤りとなります。

第 17 問（通関士となる資格及び資格の喪失） 正解率：47%

正解率は47%で、低調な結果でした。

正解は、正しい記述がない「0」ですが、「3」及び「4」を正しい記述として選択した方がいずれも19%おられたことが正解率を低くした要因と思われます。財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、「戒告処分」、「1年以内の従業停止処分」又は「2年間の従業禁止処分」をすることができ、このうち、「従業禁止処分」だけが通関士の資格喪失事由に該当します。他の懲戒処分は資格喪失事由には該当しませんので、「3」の記述は誤りとな

ります。また、通関士がその確認を受けた通関業者の通関業務に従事しなくなった場合には、関連業務に従事するとしてもその資格を喪失しますので、「4」の記述も誤りとなります。

第18問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） 正解率：61%

正解率は61%と、目標正解率70%の達成まで、今一步の努力が望まれます。

正解は「3」ですが、19%の方が「4」を正解として選択していたことが気になりました。財務大臣が、通関士に対し懲戒処分として通関業務に従事することを停止することができる期間は、「1年以内」です。通関士に対し通関業務に従事することを禁止することができる「2年間」と混同することのないよう、留意してください。

第19問（処分の手続） 正解率：71%

正解率は71%と、目標正解率を達成することができました。

正解は「5」ですが、他の「0～4」を正しい記述として選択された方が4%から7%までと分散しており、正解率を引き下げています。通関業者にとっては、「通関業務の停止」処分は経営にかかわる重大な問題であり、財務大臣は、当該処分を命じるときは、その理由を付記した書面によりその旨を通関業者に通知しなければなりません。

第20問（罰則） 正解率：46%

正解率は46%と、低調な結果でした。

誤っている記述を選択する問題で、正解は「4」ですが、誤った記述がない「0」を選択した方が16%おられ、次いで誤った記述として「5」を選択した方が15%、「2」を選択した方が10%おられ、かなり分散した選択となっています。通関業法における罰則は、通関業者又は通関士による法令違反行為で、監督処分又は懲戒処分によっては、十分その防止や取締りの効果が期待できないようなものについて設けられています。どのような行為が処罰の対象とされているかについても、確実に押さえておくことが重要です。

II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

【総体的事項】

■総評

関税法等全体の正解率は56%であり、45%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は79%で、ほぼ目標正解率を達成していました。本試験合格のためには、個々人のベースで80%程度の正解率は確保したいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野の問題とも比較衡量しながら学習を進めるよう心がけましょう。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は34%で、極めて低調でした。

複数肢選択式問題は、すべての正解肢を選択しなければ得点できないという難しい面はありますが、個々人のベースでは40%程度の正解率は確保したいところです。

この種の問題の正解率を高めるには、基本的な理解を必要としますので、焦らずにじっくりと問題に取り組むことが重要です。

■択一式

択一式全体の正解率は46%で、択一式問題としては低調な結果となりました。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

択一式の問題は、正解肢が「0」というものもありますので、複数肢選択式と同様、基本的な理解が必要になってきます。基本をしっかりと押さえることが重要です。

【個別事項】

個別事項のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

第1問（用語の定義） 正解率：86%

（イ－92% ロ－76% ハ－76% ニ－89% ホ－96%）

正解率は86%と、高い正解率でした。

関税法第2条に規定されている「定義」に関する出題でしたが、ほとんどの方が理解されていました。

1の「ロ」については「⑬輸出の許可」が正解ですが、「⑮輸入の許可」を選択された方が20%と目立ちました。輸入の許可を受けた貨物（内国貨物）を本邦に引き取ることは、一般的に輸入といいますが、定義において「輸入」とは、言い換えれば、外国貨物を本邦に引き取ることとなりますので、留意してください。

また、「ハ」については「⑪保税地域」が正解ですが、「⑩保税蔵置場」を選択された方が8%、「②外国の領海」を選択された方が6%と散見されました。用語の定義は、記述の正誤を問う問題においても判断の基準となるものであり、確実に理解しておく必要があります。

第2問（課税物件の確定の時期） 正解率：68%

（イ－85% ロ－61% ハ－55% ニ－69% ホ－70%）

全体としての正解率は68%でしたので、まずまずの結果でした。

最も正解率の低かったのは、「ハ」の55%でした。「ハ」は、一括保税運送の承認を受けて運送された貨物が、その指定された運送期間内に運送先に到着しない場合の課税物件の確定の時期を問うものですが、正解は当該貨物が「発送されたとき」であって、「一括保税運送が承認されたとき」ではありません。個別の保税運送であれば「当該保税運送が承認されたとき」となりますが、一括保税運送はこれとは異なり、一括保税運送に係る貨物が「発送されたとき」となる点に留意してください。

第3問（納税義務者） 正解率：82%

（イ－85% ロ－73% ハ－85% ニ－87% ホ－78%）

設問は、関税が課されることとなる場合の納税義務者を問う基本的な出題であったため、全体としての正解率は82%と満足できる結果となっています。個別には、「ロ」の正解率が最も低く、正解の「⑧譲渡をした者」に代えて「⑦譲渡を受けた者」を選択した方が18%おられたのが目立つ程度でした。特定用途免税において、免税を受けた用途以外の用途に供するため譲渡されたものに関税を課する場合の納税義務者は、その「譲渡をした者」になりますので、この機会に再確認してください。

第4問（輸入通関） 正解率：90%

（イ－97% ロ－83% ハ－87% ニ－89% ホ－92%）

1の「ロ」については「②係留場所」が正解で、「①寄港するいずれかの港」を選択された方が13%と目立ちましたが、他の選択においては90%前後の高い正解率となりました。

輸入通関における特例の取扱いに関する問題でしたが、原則の取扱いと対比して理解を深めてください。語句選択式の問題は、比較的取り組みやすい問題ですが、取りこぼしのないよう慎重に取り組むことが求められます。

第5問（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税） 正解率：71%

（イ－91% ロ－74% ハ－82% ニ－54% ホ－53%）

全体としての正解率は71%で、まずまずの結果でしたが、個別にみますと、「ニ」及び「ホ」の正解率は50%台前半にとどまり、物足りない状況でした。

「ニ」の正解は「⑮予定地」ですが、誤りの記述である「⑩輸出先」及び「⑧搬入予定保税地域」を選択した方が、それぞれ27%及び13%もおられました。

「ホ」の正解は「④確認」ですが、誤りの記述である「⑤承認」を選択した方が39%にも及びました。

毎年出題される減免戻し税に係る語句選択式については、減免戻し税についての要件、手続等の基本的な事項が出題されますので、それらを整理して理解しておくことが重要です。

■複数肢選択式

第6問（用語の定義） 正解率：39%

正しい記述は「3、5」でしたが、正解率は39%と低調でした。

正しい記述として「1」を選択された方が11%、同様に「2」を27%、「3」を69%、「4」を35%、「5」を88%と各設問に分散して選択されており、特に、誤っている記述である「2」又は「4」を正しい記述として選択された方が30%前後を占めました。結果として、「4、5」を11%の方が、「3、4、5」を10%の方が、「2、3、5」を8%の方が選択され、残念な結果となりました。

「2」の保税工場において外国貨物を原料として製造された保税作業による製品は外国貨物であり、当該外国貨物である原料は、その使用の時に輸入するものとはみなされません。また、「4」の特殊船舶等の範囲については、外国貿易船及び外国貿易機以外のものとなりますが、外国の軍艦及び軍用機、海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船及び公用機、自衛隊の船舶及び航空機は除かれますので、留意してください。

第7問（適用法令） 正解率：57%

正しい組合せの「3、4」を選択できた方は全体の57%で、まずまずといったところでした。個別にみますと、正しい記述の「4」を選択された方が80%強、「3」を選択された方が80%弱と満足できる水準といえますが、誤りの記述の「5」を選択された方が36%、「1」を選択された方が32%、「2」を選択された方が22%とかなり高率でしたので、全体の正解率を大きく引き下げる結果となっています。

「5」の他所蔵置中の外国貨物が亡失し、関税を課することとなる場合の適用法令は、当該他所蔵置の許可の時の属する日ではなく、「当該貨物が亡失した時の属する日」において適用される法令となります。この機会に再確認してください。

第8問（輸出通関） 正解率：45%

正しい記述は「4、5」でしたが、正解率は45%と低調でした。

誤っている記述である「2」を正しい記述として選択された方が32%を占め、「2、4、5」を9%の方が、「2、4」を11%の方が、「2、5」を6%の方が選択され、残念な結果となりました。

「2」の輸出申告については、「入れた後」の個所が誤っている記述となりますが、輸出申告の時期については制限されていないことに留意してください。なお、輸入申告は、申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとされ、輸出申告と輸入申告の時期に関して、対比した理解が必要です。

第9問（輸入通関） 正解率：45%

正しい記述は「2、5」でしたが、正解率は45%と低調でした。

正しい記述である「2」を選択された方が84%、同様に「5」を選択された方が66%とまずまずの選択でしたが、一方で、誤っている記述である「1」を正しい記述として選択された方が31%、同様に「4」を選択された方が20%を占め、結果として、「1、2」を10%、「2、4」を5%、「1、2、5」を7%、「2、4、5」を4%、「1、2、4」を4%の方が選択され、低調な正解率となりました。

「1」の関税関係法令以外の法令の規定に基づく許可、承認等を必要とする貨物に係る証明の時期については「輸入申告の際」（関税法第70条第1項）、また、検査又は条件の具備を必要とする貨物に係る証明の時期は「関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸入申告に係る税関の審査の際」（同条第2項）と明確です。通関士試験においては、繰り返して出題される傾向にありますので、確実に理解する必要があります。

「4」の収容された外国貨物で公売に付され、買受人が買い受けた貨物は、輸入を許可された貨物とみなされることから、当該貨物を国内に引き取る場合には、輸入申告の手続が不要となりますので、理解を深めてください。

第10問（原産地を偽った表示等がされている貨物） 正解率：49%

正しい記述は「1、4」でしたが、正解率は49%と低調でした。

正しい記述である「1」を選択された方が87%、同様に「4」を選択された方が85%と高い選択率となっていますが、一方で、誤っている記述である「2」を正しい記述として選択された方が22%、同様に「3」を25%の方が選択され、結果として「1、3、4」を選択された方が14%、「1、2、4」を選択された方が9%を占め、残念な結果となりました。

「2」の収容した原産地を偽った表示がされている外国貨物を随意契約により売却する場合には、売却側（税関）において、原産地について誤認表示等がない貨物の状態にして随意契約（公売に付す場合においても同様）により売却する必要があります。

「3」の原産地の誤認を生じさせる表示のある外国貨物については、輸入規制措置がとられています。当該外国貨物を保税蔵置場に置くことは、当該外国貨物を国内に引き取ることではないことから、その承認を受けることができます。

原産地について虚偽表示等がされている外国貨物の取扱いについて、再確認し、理解を深める必要があります。

第11問（関税暫定措置法に規定する関税の減免税制度） 正解率：24%

正解は「2、3」ですが、正解率は24%と低調な結果となりました。

最多解答は正解の「2、3」で24%、次いで誤りの「2、3、5」が13%、「1、2、3」が13%と続きました。

「1」～「5」の選択状況をみまると、正解の「2」及び「3」を選択できた方はそれぞれ

れ 81%及び 69%でしたが、誤りの「1」、「4」及び「5」を選択した方がそれぞれ 39%、9%及び 42%もおられたため、低調な結果となりました。

「1」の関税暫定措置法第4条の規定による免税の適用を受けることができるのは、すべて本邦において製作困難と認められるものでなければなりません。税関長の承認を受けた工場での製作が要件とされているのは素材だけであり、航空機部分品はその承認工場での製作は要件とされていませんので、しっかり押さえておきましょう。

「5」の軽減税率の適用を受けた物品については、その輸入の許可を受けた日から2年以内は用途外使用の制限が課されており、その用途以外の用途に供した場合には、その免除された関税の徴収は当該用途以外の用途に供した者からされることは、常識として覚えておきましょう。

第12問（課税価格の決定の原則） 正解率：25%

正解は「2、3、5」で、「2」を選択した方は84%、「3」を選択した方は80%、「5」を選択した方は58%おられましたが、誤った記述である「4」を選択した方が50%近くおられたためか、正解率は低いものとなりました（「2、3、4」又は「2、3、4、5」と解答された方が合計28%おられました。）。

誤った記述である「4」については、無償提供したラベルに要する費用が加算要素とならないのは、当該ラベルに我が国の法令により表示することが義務付けられている事項「のみ」が表示されている場合ですので、気を付けてください。

第13問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：30%

正しい記述は「2、4、5」ですが、正解率は30%と低調でした。

個別にみますと、正しい記述である「2」を選択された方は71%、「4」を選択された方は66%、「5」を選択された方は80%と、多くの方がそれぞれの選択肢の記述について理解されていると思われます。しかし、誤った記述である「1」を選択した方が50%おられたこと等から、正解率は低調なものとなりました。「1」は、関税率表の解釈に関する通則1の規定に関するものであり、「部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のため」であり、「物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従う」ことが規定されています。

問題文と関税率表の解釈に関する通則の規定を照合して、ご自身の弱点をチェックすることをお勧めします。

第14問（外国為替及び外国貿易法の輸出規制） 正解率：7%

正解は「1、3、5」で、正解率は7%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は誤りの「3、5」で24%、次いで誤りの「2、5」、「1、5」がそれぞれ14%、8%と続き、4番目によやく正解の「1、3、5」の7%となりました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「1」、「3」及び「5」を選択できた方はそれぞれ23%、51%及び79%にとどまり、誤りの「2」、「4」を選択した方は32%、15%でした。特に、正解の「1」を選択できなかった方及び誤りの「2」を選択した方が極めて多かったこと等により、惨澹たる結果になりました。

外国為替及び外国貿易法の輸出規制については、毎年必ず出題されますので、輸出の許可の特例、輸出の承認の特例及びそれぞれの除外規定並びに権限、手続についても整理して正しく理解しておく必要があります。

「1」の輸出貿易管理令別表第2の21の3の項では、麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質が輸出承認を要する貨物として規定されていますが、同令別表第7の1の項に掲げられている経済産業省令で定めるアセトン等の7つの化学物質については、総価額30万円以下のものであれば少額特例の適用ができます。

「2」の経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要する貨物であっても、経済産業大臣が輸出を行う場合には、輸出貿易管理令は適用されないため、輸出の許可を受けることは要しませんが、税関は、経済産業大臣が本当に輸出するものであることの確認のため、経済産業大臣が輸出することを証する書類を確認しなければなりません。

第15問（輸出してはならない貨物） 正解率：46%

正しい記述は「3、4、5」ですが、正解率は46%と低調な結果となりました。

正しい記述として「2」を選択された方が17%、「1」を選択された方が4%の合計21%もおられたのが、低調な正解率の一因となったものと思われます。

「2」については、意匠権に係る輸出差止申立制度に関する設問ですが、税関長は、輸出されようとする貨物のうちに意匠権等の知的財産権を侵害する物品があると思料するとき、その職権に基づき認定手続を執らなければならないこととされており、その取締り及び認定手続を効率的かつ効果的に行うための手続が「輸出差止申立手続」です。したがって、税関長は、意匠権を侵害する物品があると思料するときは、その輸出差止申立てが行われているか否かにかかわらず、認定手続を執らなければなりません。

また、「1」については、著作権を侵害する物品であっても、その侵害とみなされる行為をした場合には、出国する者がその出国の際に携帯して輸出するものであっても、輸出してはならない貨物に該当します。

輸出してはならない貨物に関する設問は、毎年度出題されていますので、再度、関税法の規定内容、テキスト等を復習し、理解を確実なものとしてください。

■択一式

第 16 問（税額の確定の方式） 正解率：58%

正しい記述を一つ（又は0を）選択する択一式の問題でしたが、正しい記述の「4」を選択された方は全体の58%で、まずまずの結果といったところでした。

誤りの記述を選択した方は、「3」が19%、「2」が13%、「5」が7%とかなり分散しており、全体の正解率を引き下げる結果となっています。「3」の記述は、過少申告加算税の税額の確定方式に関するものですが、過少申告加算税などの加算税は賦課課税方式が適用され、税関長による調査により納付すべき税額が確定しますので、特別な手続を要しないで納付すべき税額が確定するものではありません。（特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定するのは「延滞税」であって、これとの混同があったものと思われます。）

第 17 問（修正申告、更正の請求、更正及び決定） 正解率：40%

正しい記述を一つ（又は0を）選択する択一式の問題でしたが、正しい記述の「3」を選択できた方は、全体の40%と低調な結果となっています。

誤りで多かった順に並べると、「5」を選択された方が26%、「4」を選択された方が17%、「2」を選択された方が13%、「0」を選択された方が4%とかなり分散しており、この分野の理解が十分でないことを示しています。本試験に頻出する分野でもありますので、この機会にテキストを可能な限り復習するなど、理解を深めてください。

第 18 問（関税の納期限） 正解率：44%

誤っている記述を一つ（又は0を）選択する択一式の問題でしたが、正解の「0」を選択できた方は全体の44%と、やや残念な結果となっています。

設問の記述はすべて正しいものですが、誤りとして選択したもので多かったのは、「4」が23%、「3」が11%、「1」が9%、「2」が7%、「5」が7%と択一式に固有のかなりの分散が見られ、この分野での理解が不十分であることを示しています。解答と解説を熟読し、更にテキストを復習するなど、可能な限り理解を深めてください。

第 19 問（輸出通関） 正解率：55%

正しい記述は「4」でしたが、正解率は55%でした。

正しい記述として「1」を選択された方が18%と目立ちました。輸出申告書に記載すべき貨物の数量は、「財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量」であり、具体的には統計品目表に定める単位により計上することとなりますので、正確に理解してください。輸出申告書に記載すべき事項等に関する取扱いについて、再確認し、理解を深める必要があります。

第 20 問（保税地域） 正解率：56%

誤っている記述を選択する問題で、「5」が正解でしたが、正解率は56%でした。

正しい記述である「2」を誤っている記述として選択された方が16%、同様に「4」を12%の合計28%を占め、残念な結果となりました。

「2」の許可を受けて保税地域以外の場所に置く外国貨物（他所蔵置貨物）について改装をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければなりません。保税地域にある外国貨物の取扱いと相違する点を明確に理解してください。

「4」の外国貨物を保税蔵置場に置くことができる期間は、その承認がされた日から2年となりますが、当該承認を複数回受けている場合は、最初に承認された日から通算して2年となりますので、留意してください。

また、誤っている記述がない「0」を選択された方が8%見受けられました。保税地域に関する取扱い等に関して、一層の理解が求められます。

第 21 問（特例輸入者、特定輸出者） 正解率：56%

正しい記述は「3」でしたが、正解率は56%でした。

「2」を正しい記述として選択された方が17%を占めていました。税関長が指定した場所以外の場所で検査（指定地外検査）を受ける場合には、税関長の許可を受けなければなりません。例外規定はありませんので、留意してください。

「4」を正しい記述として選択された方が8%を占めていました。輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければなりません。また、外国貿易船に積み込んだ状態でされる輸出申告（本船扱い）は、税関長の承認を受けて当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対してしなければなりません。特定輸出申告は、輸出申告の特例であり、いずれかの税関長に対してすることができることを理解しておく必要があります。

また、正しい記述がない「0」を選択された方が10%を占めていました。正しい記述である「3」を誤っている記述として判断した理由を明確にして、理解を深めてください。

第 22 問（関税定率法に規定する関税の免除又は払戻し） 正解率：14%

正解は「0」で、正解率は14%と極めて低水準にとどまりました。

最多解答は誤りの「4」で27%の方が選択され、次いで誤りの「3」、「5」がそれぞれ20%、19%と続き、4番目によく正解の「0」をわずか14%の方が選択されていました。

これらの設問は、すべて正しい内容であるにもかかわらず、大勢の方がいずれかに誤りがあると思いついたためか、特に「4」、「3」及び「5」を誤りとした方が大勢おられたこと等により、極めて低水準な結果となりました。

これらの設問の記述はすべて正しい内容ですので、しっかり覚えておきましょう。

「3」の外交官用貨物等の免税の適用を受けて外交官が輸入した自動車については、輸入の許可の日から2年以内の用途外使用の制限が課されていますが、当該外交官がその期間内に本邦においてその職を離れた後、当該自動車を引き続き個人的な使用に供する場合には、関税の徴収はされないことになっています。

「4」の再輸出免税の適用を受けた貨物を再輸出しないことになった場合は、原則として免除された関税が徴収されますが、税関長の承認を受けて減却されたときは、関税の徴収はされません。

「5」の関税定率法第20条第1項の規定による関税の払戻しを受けようとする者は、当該払戻しに係る貨物をその輸入の許可の日から6月以内に保税地域に搬入する必要がありますが、やむを得ない理由がある場合には、その搬入期間の延長の承認申請をすることができ、その申請書の提出は、当該貨物の輸入を許可した税関長にするのが原則ですが、搬入を予定する保税地域を所轄する税関長にもすることができます。

第23問（特惠関税制度） 正解率：38%

正しい記述を一つ（又は0）を選択する択一式の問題でしたが、正解の「2」を選択できた方は全体の38%と、低調な結果となっています。

個別にみますと、多い順に、誤りの記述の「5」を選択された方が28%、「1」を選択された方が15%、「0」を選択された方が13%、「3」を選択された方が5%、「4」を選択された方が2%とかなり分散しており、この分野での理解が不十分であることを示しています。

誤りの多かった「5」の設問は、特惠関税の原産地証明書は誰が作成するのかを問うものでしたが、開発途上国の産品をその対象とする特惠関税制度においては、輸出国の税関等の権限ある当局が作成したものでなければなりません。この点においては、最近の一部の先進国との間の経済連携協定にみられるような輸入者による原産地の自己申告制度は認められていません。特惠関税制度は幅広い分野から出題され、学習も大変だと思いますが、過去の試験問題を復習しておくことをお勧めします。

第24問（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定） 正解率：58%

正解率は58%と、まずまずの成績でした。多くの方が関税定率法第4条の2に規定されている基本的な事項について理解されていると思われませんが、誤った方は、しっかり復習してください。

第25問（外国為替及び外国貿易法の輸入規制） 正解率：19%

正解は「3」で、正解率は19%と極めて低水準にとどまりました。

最多解答は誤りの「5」が24%で、次いで誤りの「1」が22%もあって、ようやく3番目に正解の「3」でしたが、正解率は19%にとどまり、誤りの設問を選択した方が大勢お

られたため、極めて低水準な結果となりました

外国為替及び外国貿易法による輸入規制については、毎年必ず出題されますので、輸入承認の対象品目の概要を把握し、特に、輸入割当て及び輸入の承認の特例の内容（特例及びその除外規定）を整理し、理解しておくことが不可欠で、権限、手続についても整理して正しく覚えておく必要があります。

「1」の輸入の承認の有効期間は、その承認の日から6か月ですので、しっかり覚えておいてください。

「3」の委託加工貿易契約による貨物の輸出について、経済産業大臣の輸出の承認を受けた者が、当該承認を受けたところに従って輸出された貨物を加工原材料として加工された貨物を当該承認を受けた日から1年以内に輸入する場合には、輸入の承認は要しませんので、しっかり覚えておいてください。

「5」の輸入承認証の交付を受けた者は、当該承認証を必要としなくなったときは、経済産業大臣からその提出を求められることはあるとしても、経済産業大臣への返還義務は負っていません。輸入割当証明書を必要としなくなったときは経済産業大臣へ返還しなければなりません、それと混同しないように注意してください。

第26問（不服申立て） 正解率：23%

正解率は23%と、正解の選択肢が「0」ということもあって極めて低調な成績でした。

正解肢の「0」を選択された方が一番多かったのですが、「1～5」を10%から20%までに分散して選択されており、不服申立てについての知識が十分でないように感じられます。

「3」（20%の方が選択）については、関税の確定等に関する処分について不服がある場合には、再調査の請求又は審査請求のいずれでもすることができることに留意してください。

不服申立てに関する問題は、本試験では毎年1問出題されていますので、テキストや通関士試験の指針等を熟読して、知識を深めてください。

第27問（罰則） 正解率：62%

正解率は62%と、まずまずの成績でした。

正解は「4」ですが、誤った記述の「3」を選択した方が22%おられました。「重大な過失による罪」で処罰されるのは、形式犯（秩序犯）（偽った申告若しくは証明をし又は偽った書類を提出して輸出入する等の罪、許可を受けないで不開港に出入する等の罪、報告又は帳簿の記載を怠った等の罪等）に限られますので、実質犯である「許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出」したとしても、重過失罪で処罰されることはありません。しっかり復習してください。

第 28 問 (NACCS 法) 正解率 : 77%

正解率は 77%と、好成績でした。

正解は「3」ですが、正解肢がない「0」を選択した方が 8%おられました。NACCS を使用してされる輸出入申告については、書面により提出されたものとみなされますし、当該輸出入申告は、NACCS センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に税関に到達した(申告がされた)ものとみなされます。

一方、輸出入の許可の通知については、輸出入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該輸出入者等に到達した(許可がされた)ものとみなされますので、併せて理解してください。

第 29 問 (輸入してはならない貨物) 正解率 : 58%

正しい記述は「4」ですが、正解率は 58%と輸出してはならない貨物の設問と同様低調な結果となりました。

正しい記述は「4」ですが、「4」以外を選択された方が多数分散され、これが正解率の低調な一因と思われます。

「1」は、薬物関係については、向精神薬、大麻、アヘン、けしがら及び覚醒剤のほか、あへん吸煙具も輸入してはならない貨物とされています。

「2」は、税関長は、輸入されようとする貨物のうちに実用新案権を侵害するおそれがある貨物があるときは、認定手続を執り、実用新案権を侵害する貨物に該当すると認定した後でなければ、当該貨物を没収して廃棄等することはできません。

「3」は、回路配置利用権については、半導体集積回路の輸入状況等から、関税法上の輸入差止申立手続に関する規定は設けられておらず、関税法基本通達において輸入差止情報提供手続が規定されています。

「5」は、風俗を害すべき書籍で輸入されようとするものについては、憲法で保障する思想表現の自由を侵害するおそれがあることから、税関長は当該貨物を没収して廃棄等を行うことはできず、当該貨物を輸入しようとする者に対し、風俗を害すべき書籍がある旨を通知しなければなりません。

輸入してはならない貨物に関する設問は、輸出してはならない貨物と同様、毎年度出題されていますので、再度、関税法の規定内容、テキスト等を復習し、理解を確実なものとしてください。

第 30 問 (不当廉売関税) 正解率 : 30%

誤っている記述を一つ(又は0を)選択する問題ですが、正解の「0」を選択できた方は全体の 30%と、残念な結果となっています。

誤った選択が多かったのは、「4」が 21%、「2」が 15%、「5」が 13%、「1」が 12%、「3」が 8%とかなりの分散が見られ、この分野での理解が不十分であることを示していま

す。

設問はすべて正しい記述で、個々にみますと、さほど難しいものではないと考えますが、一つ（又は0を）を選択する択一式ゆえの難しさでしょうか、正解率は予想以上の低率でした。

択一式の正解率を30%、40%程度でよしとせず、更に正解率を上げるためには、テキストを熟読するなど、今一步の努力が望まれます。

Ⅲ 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は53%で、42%の方が合格基準に達していました。

■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は79%と、好成績でした。

輸出申告及び輸入申告とも高得点が得られています。残された時間はわずかですが、過去問をできるだけ多く解いてみるなど、鍛錬に心がけてください。

- ① 輸出申告 85%
- ② 輸入(納税)申告 77%

■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は36%で、好成績であった申告書全体の正解率を大幅に下回る結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式及び択一式それぞれの正解率をみますと以下のとおりであり、更なる努力が望まれます。焦らずに、基礎知識をしっかり身に付けてください。

複数肢選択式	28%
計算式	23%
択一式	56%

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■申告書の作成

第1問 輸出申告（理容用品等） 正解率：85%

今回は、理容用品等を取り上げて品目分類とC I F契約による費用の不算入（控除）を考慮した少額貨物を選定するための申告価格の算出方法を中心に出题しましたが、分類しや

すい品目であったこと、無回答が少なかったこと等から高い正解率になったと思われます。このような中で、特に注意を要すると思われるものは、次のとおりです。

- ① 輸出申告事項登録画面に入力する順序を誤っていると思われる事例（第1欄参照）
- ② 分類に当たって、輸出統計品目表の見方を誤っていると思われる事例（第4欄参照）
- ③ 少額貨物の品目番号処理が問題文の指示に従っていない事例（第5欄参照）

第1欄（a）：仕入書第3項「かみそり」の正解率は93%と、好調でした。

選択肢⑥の「安全かみそりの刃」を選択された方が若干おられました。また、仕入書第1項の「はさみ」（⑦）を選択された方が若干おられました。輸出申告事項登録画面に入力する順序は、仕入書に記載された順番ではなく、問題文記4により統計品目番号ごとの申告価格が大きいものから順に入力することになっています。

第2欄（b）：仕入書第2項「電気バリカン」の正解率は91%と、好調でした。

⑧8214.90-0002の「バリカン」及び⑨8510.10-1001の「電気かみそり」を選択した方が若干おられました。

第3欄（c）：仕入書第1項「はさみ」の正解率は91%と、好調でした。

第4欄（d）：仕入書第5項「ひげそり用ブラシ」の正解率は61%で、まずまずの成績でした。

この欄の正解率は、他の欄と比べて大きく落ち込んでいます。

⑩9603.10-0006を選択した方が28%おられましたが、これは、輸出統計品目表の第9603.10号と第9603.21号及び第9603.29号との区分がわかりにくいことによるものではないかと思われます。第9603.10号の規定は「一ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）」です。1行空けて続く「一歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）」は、第9603.21号及び第9603.29号に係るものです。輸出統計品目表の見方について再確認してください。

第5欄（e）：仕入書第4項の「くし」及び第6項の「ガラス鏡」を1欄にとりまとめたものですが、正解率は90%と好調でした。

この欄は少額貨物を1欄にとりまとめたものであり、問題文記3により統計品目番号の10桁目は「X」とすることになっていますが、「X」としていない方がおられました。問題文を正確に読むことが重要です。

第2問 輸入(納税)申告書(魚の調製品等) 正解率:78% (品目分類:82%、申告価格(課税価格):74%)

今回は、魚の調製品等を取り上げて調製品の構成材料及び構成割合の把握等による分類、ベトナム社会主義共和国との間で締結された経済連携協定に係る税率(EPA税率)の適用、問題文の「記」に記述されている費用が加算要素に該当するかどうか等を問うものでした。

仕入書記載の物品について、問題文の「記」に当該物品の説明を詳細に記述したので分類しやすかったこと、無回答が少なかったこと等が正解率を押し上げたものと思われます。

▽ 品目分類 ((a) ~ (e)) においては、正解率が 71%~90%と好調でした。

特に注意を要すると思われるものは、次のとおりです。

- ① 類注の規定を正確に読んでいないと思われる事例 (第 1 欄 (a) 参照)
- ② 問題文を正確に読んでいないと思われる事例 (第 1 欄 (a)、第 2 欄 (b)、第 3 欄 (c) 及び第 5 欄 (e) 参照)
- ③ マークシートへの記入ミスと思われる事例 (第 4 欄 (d) 参照)

第 1 欄 (a) : 仕入書第 6 項の「しゅうまい」の正解率は 71%と、好調でした。

本品は、えびの重量が全重量の 20%を超えますが、しゅうまいは詰め物をした物品ですので、第 16 類注 1 の後段の規定により第 16 類から除かれて第 19.02 項に分類されます。この注の規定を見落として第 16 類に分類した方が 17%おられました。注の規定を正確に理解することが重要です。

また、問題文記 12 で本品は砂糖を加えたものであることが記述されていますが、砂糖を加えていない選択肢⑮を選択した方が 4%おられました。問題文を正確に読み、理解することが必要です。

第 2 欄 (b) : 仕入書第 1 項の「冷凍のまぐろの調製品」の正解率は 90%と、好調でした。

問題文記 7 に、本品は気密容器入りのものではないと記述されていますが、気密容器入りの選択肢③を選択した方が 3%おられました。

第 3 欄 (c) : 仕入書第 3 項の「いわしの調製品」の正解率は 85%と、好調でした。

仕入書の品名及び問題文記 9 の説明から、本品は気密容器入りであることが明らかですが、気密容器入り以外の選択肢②を選択した方が 6%おられました。

第 4 欄 (d) : 仕入書第 5 項の「いかの天ぷら」の正解率は 88%と、好調でした。

本品は、少額貨物を取りまとめたものではないので、品目番号の 10 桁目が「X」となることはありませんが、10 桁目が「X」の選択肢⑬を選択した方が 2%おられました。マークシートへの記入ミスではないかと思われますが、記入時の確認を忘れずにしましょう。

第 5 欄 (e) : 少額貨物である仕入書第 2 項の「さばの調製品」と第 4 項の「えびの天ぷら」を取りまとめたものですが、正解率は 77%と好調でした。

「えびの天ぷら」の価格が「さばの調製品」の価格より大きいので、問題文記 3 (2) により「えびの天ぷら」にとりまとめるのですが、「さばの調製品」を選択した方が 11%おられました。

また、問題文記 3 (2) により、品目番号の 10 桁目は「X」としなければなりません、「X」ではない選択肢を選択した方は、「えびの天ぷら」で 2%、「さばの調製品」で 3%おられました。

▽ 申告価格 ((f) ~ (j)) においては、正解率が 69%~79%と好調でした。

特に注意を要すると思われるものは、次のとおりです。

- ① 検査費用の取扱いに関する誤りの事例（第1欄（f）参照）
 - ② 課税価格について、1,000円未満の端数を切り捨てて解答したと思われる事例（第4欄（i）及び第5欄（j）参照）
 - ③ 少額貨物の取扱いについて誤りがある事例（第5欄（j）参照）
 - ④ 米ドル建価格の本邦通貨への換算に使う為替レートの適用を誤った事例（全欄共通。第1欄（a）参照）
 - ⑤ マークシートへの記入不備（「0」のマーク漏れ）の事例（前欄共通。第1欄（a）参照）
- 第1欄（f）：仕入書第6項の「しゅうまい」の正解率は69%と、好調でした。

問題文記14に記述されている検査費用は、輸入者が自己のために行う検査に係る費用であり、当該費用は課税価格に算入されませんが、これを算入した方が7%おられました。

米ドル建価格の本邦通貨への換算レートは、輸入申告日の属する週の前々週の週間平均値を適用しますが、輸入申告日の属する週等誤った期間の平均値を適用した事例が若干ありました（各欄共通）。

正解となる数値をマークシートへ記入していたものの、最初の「0」をマークしなかったため不正解となった方が2%おられました（各欄共通）。「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記されています。注意してください。

第2欄（g）：仕入書第1項の「冷凍のまぐろの調製品」の正解率は79%と、好調でした。

第3欄（h）：仕入書第3項の「いわしの調製品」の正解率は78%と、好調でした。

第4欄（i）：仕入書第5項の「いかの天ぷら」の正解率は73%と、好調でした。

課税価格について、1,000円未満を切り捨てて解答したと思われる事例が若干ありました。

第5欄（j）：少額貨物である仕入書第2項の「さばの調製品」と第4項の「えびの天ぷら」をとりまとめたものですが、正解率は73%と好調でした。

「さばの調製品」のみの価格を解答した方が3%、「えびの天ぷら」のみの価格を解答した方が若干おられました。

また、課税価格について、1,000円未満の端数を切り捨てて解答したと思われる事例が若干ありました。

第3問（関税の確定、納付及び徴収） 正解率：27%

正しい組合せの「3、4」を選択できた方は全体の27%と、予想以上に低調な結果となっています。

個別にみますと、「4」を選択された方が69%、「3」を選択された方が59%と、正しい記述の選択が上位にあるのは良かったのですが、誤りの「5」を選択された方が38%、「2」が38%、「1」が12%とかなり高率であったため、正解率を大幅に引き下げる結果となっています。

通関実務の中のこの分野は、出題範囲がかなり広範となるため、学習も大変だと思います

が、テキストや過去の試験問題を中心になお一層の努力が求められます。

第4問（関税率表の所属の決定） 正解率：20%

正解は「3、5」ですが、正解率は20%と極めて低調でした。

個別にみますと、正しい記述の「3」を選択した方は67%おられましたが、「5」を選択された方が40%と少なかったのが注目されます。一方、誤った記述の「1」を選択された方が21%、「2」を選択された方が40%、「4」を選択された方が35%と、決して低くはない率で分散して選択されています。この結果をみますと、本設問の物品に関する分類についてはまだ十分理解されていないと思われます。過去に出題された問題等を通して分類知識を習得してください。

第5問（事前照会） 正解率：36%

正しい記述の組合せの「2、4」を選択できた方は全体の36%と、低調な結果となっています。

個別にみますと、正しい記述の「4」を選択された方が76%、「2」を選択された方が55%と、一定の理解は認められますが、誤った記述の「1」を選択された方が35%、「5」を選択された方が16%、「3」を選択された方が15%と、かなりの高率で分散しているため、全体の正解率を大きく引き下げる結果となっています。「1」については、文書による回答は輸入申告書の審査上尊重される取扱いですが、関税関係法令以外の他の法令に関するものについては、税関の見解は参考意見とされ、正式には、当該法令を所管する主務官庁に問い合わせる必要があります。事前照会は、通関実務の試験には頻出する分野ですので、この機会にしっかりと復習し、知識を確かなものにしてください。

第6問（特惠関税における原産地認定基準） 正解率：47%

正しい記述の組合せの「3、4」を選択できた方は全体の47%と、まずまずの結果といえます。

個別にみますと、正しい記述の「4」を選択された方が79%、「3」を選択された方が69%と高率で、一定の理解は認められましたが、誤りの記述の「2」を選択された方が17%、「5」を選択された方が16%、「1」を選択された方が10%と、それなりの水準で分散しているため、全体の正解率を引き下げる結果となっています。

近年の特惠関税に係る原産地の認定基準に関する問題では、「完全生産品」や「実質加工基準」に関する規定が問題文の中に抜粋として記載されるようになり、正解をするのがかなり容易になっています。これらの抜粋をしっかりと読めばその中に正解がありますので、問題をよく読むことを心がけてください。

第7問（経済連携協定における原産地認定基準） 正解率：11%

正しい記述の組合せは「2、4、5」ですが、正解率は11%と極めて低調でした。

この問題は、日本とA国及びB国との多国間の経済連携協定における原産地規則の問題であり、最終製品の生産に使用する材料を示した上で、最終製品が当該協定上のA国の原産品となる品目別原産地規則を選択させる形式となっています。昨年の本試験と類似の形式ですが、使用材料・工程が原産地基準を充足するか否かを判定する検討プロセスは、従来の原産地基準を固定しておいて原産品となる材料等を選択する問題と基本的に同じです。正解率が低かったのは問題形式に慣れていないことが要因と思われ、以下のとおり使用材料の原産性（締約国原産か否か）に着目して単純化して考えればよいので、問題形式に慣れておいてください。

原産地規則を充足するかどうかの検討においては、最終製品であるトマト・ガーリックソース（関税率表第2103.90号）の生産に使用される材料のうち、A国原産の材料以外のトマトケチャップ（日本原産）、トマトピューレー（B国原産）、にんにく（非締約国のC国産）の3品目に着目すれば足り、また、トマトケチャップとトマトピューレーは、それぞれ締約国である日本とB国の原産品であるため、累積規定により、ともにA国の原産品とみなされます。したがって、各設問に記載されている品目別原産地規則の中で、トマト・ガーリックソースの生産材料として、A国の非原産材料である「非締約国のC国産のにんにく（第07.03項）」を使用しているも、原産地規則を充足するものを選択することとなります。

第8問（延滞税額の計算） 正解率：13%

正解率は13%と、非常に低いものとなりました。

この問題のポイントは、特定修正申告（これに当たらないことは問題文の（注）に記述）を除き、法定納期限から1年を経過する日後に修正申告がされたときは、その法定納期限から1年を経過する日の翌日から当該修正申告がされた日までの日数は、延滞日数から控除して延滞税を計算することにあります。「00687100」と解答された方が10%おられますが、これらの方は、このことを失念し、令和3年分の延滞日数を83日として延滞税を計算したものだと思われます。その他の誤りの解答の内容はバラバラで、どの知識が不足しているのか判然としませんが、延滞税額の計算問題は、この5年間で2回出題されていますので、しっかり学習してください。

第9問（関税、消費税及び地方消費税額の合計額の計算） 正解率：23%

低い正解率となりました。

誤りの解答の内容はバラバラで、どの知識が不足しているのかわかりませんが、この問題は、関税、消費税及び地方消費税の額の合計額を計算させる問題としては基本的なものですので、それぞれの税額の計算の仕方をしっかり復習して理解するようにしてください。

第 10 問（課税価格の計算） 正解率：52%

正解率は 52%と、まずまずの成績となりました。

誤った解答の中では「01528000」とされた方が 5%で最も多かったのですが、これらの方は、輸入貨物の製造に使用する意匠で買手が無償で提供したものが本邦で開発されたものであるにもかかわらず、その費用を加算したものと思われます。この問題は、これまで何度も通関士試験に出題されている基本的な要素を盛り込んでいますので、しっかり身に付けるようにしてください。

第 11 問（課税価格の計算） 正解率：10%

正解率は 10%と、惨憺たる結果となりました。

この問題においては、取引条件に従って買手が輸入貨物を引き取った後に、自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合の保管費用は現実支払価格に含まれないということが一つのポイントになっています。誤った解答の中で「03547100」とされた方が 11%おられますが、これらの方は、そのことを失念していたものと思われます。そのほかの要素でこの問題に盛り込まれているものは、第 10 問同様、これまで何度も通関士試験に出題されている基本的な要素ですので、しっかり復習して理解するようにしてください。

第 12 問（課税価格の計算） 正解率：18%

正解率は 18%と、非常に低調なものとなりました。

この問題のポイントの一つに、売手及び買手の当事者が予想していた変質・損傷が輸入貨物に生じても、当該変質・損傷に基づく減価分は課税価格から控除しないということがありますが、このポイントのみを誤った方はほとんどおられませんでした。誤った解答の中で「04915000」とされた方が 9%おられますが、これらの方は、無償提供された容器に使用された意匠が本邦で開発されたものであるため、その費用を加算しなかったものと思われます。本邦で開発された意匠そのものが無償提供されたわけではないことに気を付けてください。その他の誤った解答の内容はバラバラで、どのポイントの理解が不足しているのかは分かりませんが、問題に盛り込まれている要素の一つ一つについて、確実に身に付けるようにしてください。

第 13 問（輸出通関） 正解率：45%

正しい記述は「5」でしたが、正解率は 45%と低調でした。

正しい記述として、誤っている記述の「4」を選択された方が 29%と際立っていました。特定輸出申告が行われ輸出の許可を受けた貨物（特例輸出貨物）は、保税運送の手続を要しない外国貨物であることは理解されていたものと思いますが、記述の中段にある「に運送する場合に限り」の個所を読み取れなかったものと考えます。このような記述の個所には、留意してください。

また、正しい記述がない「0」を選択された方が10%を占めていました。「5」の輸出の許可を受けた貨物について、その輸出を取り止めて当該貨物を国内に引き取る場合の輸入時の輸入貿易管理令の適用の有無に関する設問でしたが、解説を参照して理解を深めてください。

第14問（輸入通関） 正解率：70%

正しい記述は「4」でしたが、正解率は70%とまずまずの成績でした。

正しい記述として、誤っている記述である「3」を選択された方が11%、同様に「5」を選択された方が10%を占めていました。「3」の輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた外国貨物についての関税法上の適用については、同法第4条（課税物件の確定の時期）、第5条（適用法令）、第72条（関税の納付と輸入の許可）等、特定の規定については、内国貨物とはみなされないことに理解を深めてください。また、「5」の少額輸入貨物に対する簡易税率の運用については、その一部の貨物について適用することはできませんので、留意してください。

第15問（関税率表の所属の決定） 正解率：60%

正しい記述は「5」ですが、正解率は60%とまずまずの成績でした。

個別にみますと、誤った記述の「1」を選択された方が5%、「2」が7%、「3」が13%、「4」が10%、「0」が6%となっています。

本設問は、分類の知識を問うものですが、このような問題については分類のわからない物品があったとしても諦めないでください。A欄～E欄のうち1～2欄の分類について自信があれば、対象を絞ることができますし、正解に導く可能性もあります。例えば、A欄についてはc.の牛の胃が左欄の類に含まれないことを知っていた場合、A-cの組合せの選択肢は「3」又は「5」に絞られます。更に、B欄についてc.のしょうが（生鮮のもの）が左欄の類に含まれないことを知っていた場合、選択肢「5」の正解を得ることができます。

第16問（関税率表の所属の決定） 正解率：52%

正しい選択肢は「5」ですが、正解率は52%とやや低調でした。

個別にみますと、誤った記述の「1」を選択された方が7%、「2」が11%、「3」が10%、「4」が9%、「0」が10%となっています。いずれの選択肢も10%前後選択されており、特徴的な傾向は見られませんでした。これは、関税率表の類注に関する知識の習得があまり進んでいないことを示しているのではないかと思います。

第17問（経済連携協定） 正解率：55%

正しい記述は「4」でしたが、正解率は55%でした。

誤っている記述である「1」を正しい記述として選択された方が16%、同様に「2」を4%、「3」を10%、「5」を8%、また、正しい記述がない「0」を7%と分散された選択となり、残念な結果となりました。

経済連携協定における関税についての特別の規定による便益を受ける場合には、締約国原産地証明書（第三者証明制度）又は締約国原産品申告書及び当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（自己申告制度）について、各協定の規定に基づき、いずれかを提出することとなりますが、その提出時期、その有効期間等の取扱いについて、解説を参照する等をして理解を深める必要があります。